

広島市生産緑地地区の指定及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）、生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）に定めるもののほか、都市計画法第8条第14項に規定する生産緑地地区の指定及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要綱で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 農地等 現に農業の用に供されている農地。ただし、これに隣接し、かつ、これと一体となって農業の用に供されている農業用道路その他の土地を含むものとする。
- (2) 都市計画協力団体 都市計画法第75条の5に基づき、市長が指定した法人その他これに準ずる団体
- (3) 都市計画提案 都市計画法第21条の2又は同法第75条の9に基づく都市計画の決定等の提案
- (4) 主たる農業従事者 法第10条第2項に規定する農業の主たる従事者とする。

(指定要件)

第3条 生産緑地地区に指定できる農地の要件は、次に掲げる各号すべてに該当するものとする。

- (1) 対象区域 次のすべてに該当すること。
 - ア 一団の農地等で500平方メートル以上であること。
 - イ 土地の有効利用又は高度利用を図るべき地区を含む区域でないこと。
 - ウ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域でないこと。ただし、生産緑地地区の指定時点で事業実施の見込みがないなど特別の事情がある場合を除く。
- (2) 都市農業の振興に資する農地として、別に市長が定める農地であること。
- (3) 都市と農の共生に資する農地として、別に市長が定める農地であること。
- (4) 営農の長期継続が見込まれる農地として、別に市長が定める農地であること。

(指定等手続)

第4条 生産緑地地区の指定又は変更（以下「指定等」という。）については、農地所有者又は都市計画協力団体からの都市計画提案によるものとする。

- 2 前項の都市計画提案に要する資料は、「広島市都市計画提案制度手続要領」第4条第1項第1号及び同条第2項に定めるもののほか、別に市長が定めるものとする。
- 3 第1項による都市計画提案には、法第3条第4項に規定する、当該生産緑地地区内に

おける農地等利害関係人の同意を得なければならない。

(標識の設置等)

第5条 市は、生産緑地地区を指定したときは、その地区内に標識の設置を行うほか、市ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

2 当該生産緑地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置等を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、前第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(生産緑地地区の所有者等の変更届)

第6条 生産緑地地区において、次に掲げる事項が発生したときは、生産緑地地区所有者等の変更届を提出するものとする。

(1) 売買、相続等による土地所有権の移転

(2) 所有権以外の生産緑地地区の指定に同意を要する権利の移転

(3) 主たる農業従事者の変更

(生産緑地地区の管理)

第7条 市長は、生産緑地について、適正に管理されていないとみなした場合、生産緑地を使用又は収益をする権利を有する者に対し、必要に応じて関係機関、団体等と連携して、適正な管理に必要な助言又は指導を行うものとする。

(生産緑地地区における行為の許可等)

第8条 法第8条第1項の規定による行為を行おうとする者は、市長の許可を受けなければ、してはならない。

2 法第8条第4項の規定により生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で同条第1項各号に掲げるものをしようとする者は、市長にその旨を通知しなければならない。

3 法第8条第5項の規定により生産緑地地区内において既に同条第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から30日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

4 法第8条第6項の規定により生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置として同条第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

(生産緑地の買取り申出)

第9条 生産緑地の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区の指定告示の日から起算して30年を経過する場合のほか、同告示の日以後において、当該生産緑地に係る主たる農業従事者が死亡し、又は農業に従事することを不可能にさせる故障に至ったときに

は、市長に対し、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。

2 生産緑地の所有者は、前項の規定により営農の継続が不可能となる場合、農地の貸借に努めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。